

尼崎市築地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和2年7月13日

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市条例第36号

尼崎市築地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例

(尼崎市築地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第1条 尼崎市築地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成13年尼崎市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項を次のように改める。

3 第1項の規定は、次のいずれかに該当する土地について、当該土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合には、適用しない。

(1) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第1項の規定による換地処分により取得された土地でその面積が80平方メートル未満であるもの(以下「換地処分土地」という。)

(2) 換地処分土地の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部

(尼崎市武庫之荘3丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第2条 尼崎市武庫之荘3丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成18年尼崎市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項を次のように改める。

4 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地について、当該土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合には、

適用しない。

(1) この条例の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地（以下これらの土地を「既存不適格土地」という。）

(2) 既存不適格土地の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部

(3) 建築物の敷地として使用されている土地で第2項の規定に適合するもの又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなる土地（その面積が150平方メートル未満であるものに限る。）の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部

（尼崎市武庫之荘4丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第3条 尼崎市武庫之荘4丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成18年尼崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項を次のように改める。

4 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地について、当該土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合には、適用しない。

(1) この条例の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地（以下これらの土地を「既存不適格土地」という。）

(2) 既存不適格土地の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部

(3) 建築物の敷地として使用されている土地で第2項の規定に適合するもの又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなる土地（その面積

が165平方メートル未満であるものに限る。)の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部

第6条第6項中「沿道区域」を「沿道地区」に改める。

(尼崎市武庫之荘駅前西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第4条 尼崎市武庫之荘駅前西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成21年尼崎市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

2 前項の規定は、次のいずれかに該当する土地について、当該土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合には、適用しない。

(1) この条例の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で前項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地(以下これらの土地を「既存不適格土地」という。)

(2) 既存不適格土地の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部(尼崎市武庫之荘5丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第5条 尼崎市武庫之荘5丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成22年尼崎市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項を次のように改める。

4 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地について、当該土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合には、適用しない。

(1) この条例の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定

に適合しないこととなる土地（以下これらの土地を「既存不適格土地」という。）

(2) 既存不適格土地の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部

(3) 建築物の敷地として使用されている土地で第2項の規定に適合するもの又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなる土地（その面積が130平方メートル未満であるものに限る。）の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部

付 則

この条例は、公布の日から施行する。